

主經第二編

第一復員官署(般)請予批評

國外六都道府縣其一他方公共團體受持等規則一部の改正六二

昭和三十三年三月一日

第一復員局經理部長

大藏省令「國外六都道府縣其一他方公共團體受持等規則一部の改正」  
紙面改正並びに公報に通知する

尚本省令の改正は一月分にて支給、手取料の適用せらるる  
もので又、からて改正省令施行前既に五百円程度にて支拂済の場合は  
六月増額分支給の際支拂済の合計三百円自由支拂を受けたる様取  
計額度

前項の増額支給は然るに一千圓程度にて支拂ふる事無く應じ  
月二十四日大藏銀行第四号(大藏省銀行局長より改財務局長宛て  
て)一月二十五日本經濟新聞大藏省公報欄掲載(以下より給與明細書表  
給之)一月分の給與額中計額支拂玉、六十分半各人毎々封鎖市金下

0684

の自由に拂はる様な様な處理せらば度い。この場合には一月分の給與を  
分付全額封鎖支拂へべりてあるから為念申添へる。

別紙

大藏省令第5號

國又ハ都道府縣其、他等之公共團體及標準規則一部改定の事  
改正す。

昭和二年一月二十四日 大藏大臣 西橋謹山

第一條第一項第一號由一書圓と二書圓に改め。

附則

この省令は公布の日より二ヶ月施行する。

0685

復第一六號

復員廳官署一般及地方世話部

官吏の議員等兼職並びに立候補の件

昭和二十二年三月十九日

復員廳總裁官房長

首題の件について、別紙の通り決定せられたから通知する

0636

官吏の議員等兼職並に立候補の件

昭和二二・三・一四  
文官会議決定要旨抜萃

重大時局下、官公吏の責任は、極めて重且大であるから、その職務遂行に障害を及ぼすことは極力之を避けなければならぬ。他に各種議會の議員も亦各法規の精神に鑑み出来る限りその職務に専念せしめることが望ましく、官吏並に議員又は市町村長及万の職務を保障なく遂行することは極めて困難のことであるから國會、議員以外の法律上兼職を禁止されていな場合でも本職長官の承認に關しては左記方針により措置することと致した。

記

一 諸課長、係長等責任のある地位にあるものは勿論のことその他の職員であつても、特別の事情があり且その職務の遂行に支障を認

められない場合の外は職員又は市町村長との兼職を認めないこと。

二立候補の場合に付てはその職務の性質上又は職の遂行上支障のな  
ら限り在職のまま立候補することを准ることとする。

論考 公吏に明しても自更に準ずるものとすること。

官公吏と國會議員並びに地方公共團體の長及び議會の  
議員との兼職に關する取扱に當する件

選舉の種類	官	更	公	吏
衆議院議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
參議院議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
都道府縣の議會の議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
都道府縣の長	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
都道府縣の議會の議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
市町村長	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
市町村會議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
東京都の區會議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
東京都の區長	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務
東京都の區會議員	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務	官外の各種政務

備考

官更並びに地方公共團體の有命の文職及びその他の役員中には、も及び其の

は含まないものとする

都道府縣市町村の役員は議會の議員とその都道府縣市町村以外の團體の役員と

の兼職については、法律上別段の所定がないか更にの屬する團體においては

職務上上の問題が存する

0689

詩  
長

卷之五

昭和二十年三月十日

復員官署(一般・地方・支話部)

決算終盤にて事があるて三月三十日現在で左の様式にて昭和一年度に於ける前渡資金交付額並清償額未却額を調査し各分金官は四月吾迄に各之資金系統に従ハ令付資金前渡官吏の許可根拠とし之ヲ併算し四月十日に主付資金前渡官吏の許可着付ト加く提出せし水度、  
尚根古後金額に累計を生じて其の都度分付資金前渡官吏より主付資金前渡官吏に電報せし水度、

現在前波金受持迄債權確定未支耕額調書  
六月

0690

調製の説明

1. 料目は節のあるもののは節毎に記入す。

2. 前渡資金受領は昨年四月以降現在迄の受領額を記入す。

3. 流用増減は前渡資金受領額と記入す。

4. 支拂残額は昨年四月以降現在迄の支拂總額を記入す。

5. 差引前渡資金受領額は前渡資金受領額と流用増減額を控除した残額を記入す。これは三月三日由望連署整理法の残額と一致しなければならぬ。

6. 債権確定未支拂額は三月三日迄に債権が確定してて未支拂とよつて、最も近い整理期日の四月中旬支拂は未支拂額を記入す。

7. 未支拂額を算出する爲めに前渡資金より債権確定未支拂額を控除、支拂額を支入するの金額は前渡資金より四月中旬未支拂額度入。

0691

部長

乙

主計課四つ頭

年度所屬支度費支拂いの件 注意ありた件

昭和二年三月三十日

第一復員局經理部長

復員官署一般及地方委託部

首題の件につき會計検査院から別紙のやうな通牒があつたが當廳に於て未永  
年に亘る臨時軍事費の使用に慣れてやつもすれば會計年度所屬区分の觀  
念が稀薄に流れり頃があるやうに見受けられよりは戒心を要す所である  
例へば物品購入代又は新旧年度生々がす旅費などで旧年度の経費に偏りも  
のを新年度の経費で支拂ひ又は旧年度の支拂に偏りもとの返納金は新年度  
の歳入とすべきを新年度の回収としたやうな事例があるから注意せらるべ参考  
のため申添えふ

0692

71

藏書第三三〇號

昭和三十二年三月二十四日

大藏大臣官房會計課長

第一復員局經理部長殿

年度所屬支來の経費支出來ますに付て

會計検査院より別紙の通り通牒もあり年度末に際し年度内所掌経費支  
出上に當りては失當なき様特に御留意願ひ度

0693

昭和二年三月二十日

会計検査院長 荒井誠一郎

大蔵大臣 石橋 堪山殿

年度所屬き系る経費支本などに關すり件

密年中本院會計審査検査の結果によれば年度内未着手未竣工の工事を竣工したものと一又は未納の物品を納入したもののとてどの年度の経費がう代金を支出せしまた補助金の交付についても事業の進捗を考慮するに於く年度未にあって一時に多額の補助金を交付した事例が甚く有る

このよう空疎理はもとより當を得ないのみならず物資労力が不足し且物價騰貴の是たゞ一時にあつては契約の履行や補助事業の遂行が困難となる結果ころの弊害を來す虞れもあると認めざるから將來かゝる事態の生せなう御意願ひより一度年度末にも其迄つた際特に管下各廳に之の趣旨の徹底すまう所取計へ相成た

追々本入の如き處理はどの財源を予備金又は予備金外支出に求めたもの上

0694

特の例から少く、予算の査定に當つてはその適否を検討せらゝと同  
時に實際経費の使用に當つては遅くからやゝ事由により年度内支出を終りな  
らるべ刻々成績の予算との繰越を許すことが會計管理上穩  
當と點を許さざるよりこの點を萬と御考慮願ひ

史実調査部

第一復讐官署一號

總法規一二號

方博税法の改正に付て

昭和二十二年三月十四日

後編第三一復讐官署總理部

今般所得税及別紙の通り改正せられたから参考の通達する。  
造てこれが官報掲載は本月十二日であるから用意する。

(註)

改正要點

一基礎免除

五百圓

二扶養家族控除一百分

二十圓

0696

## 所得稅法の改正

### 法律第十二號

所得稅法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第二十四條第一項中「七十二圓」を「二百四十圓」に改める。

### 施行期

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年二月一日以後の支給に係る給與に適用する分につき、これを適用する。

## 所得稅法施行規則の改正

### 政令第七十六號

所得稅法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二百圓」「五百圓」「一千五百圓

0697

「に、「六千七圓」を「百六十七圓」に、「四十七圓」を「百十七圓」に  
「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第十五條第一項中「二千四百圓」を「六千圓」に改める。

第二十四條第一項中「六圓」を「二十圓」に、「三圓」を「十圓」に、  
「二圓」を「六圓七十錢」に、「一圓四十錢」を「四圓七十錢」に、「七  
十二圓」を「三百四十圓」に改める。

第二十六條第二項甲「七十二圓」を「三百四十圓」に改める。

第八十一條ノニ第一號及び第二號中「二分ノ一」を「オ分ノ六」に改め  
る。

#### 附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令は、甲種の労務所得に對する分類所得税については、昭和二十  
二年二月一日以後の支給に係る給與に對する分につき、これを適用する。  
昭和二十二年中に支給を受ける甲種労務所得に對する分類所得税につい

て、所司統左衛門行親則第十五條第一項中「六千圓」とあるのは「五千七百圓」、同令第二十六條第二項中「三百四十圓」とあるのは「三百二十六圓」と読み替えるものとする。

0699